

岸和田市新庁舎整備事業設計施工業務

公募型プロポーザル 実施要領

令和5年7月

岸和田市

新庁舎建設に向けて

本事業の目的は、自然災害や新たな感染症など多岐にわたる危機事象に対応し、市民の皆様の安全安心を守り、岸和田のシンボルとして市民に長く親しまれてきた岸和田城の景観を活かしながら、複雑化・多様化する市民のニーズに的確に答える庁舎づくりです。

事業者の皆様には、本事業の目的をご理解いただき、次代を担う良質な環境を優れたデザインで作り出すとともに長期にわたる経済性にも配慮した高い品質の建築物を所定の期間で適切につくり上げていただくことを望みます。

令和5年7月

岸和田市長 永野 耕平

事業者選定に向けて

岸和田市は、泉州の要衝として築かれた岸和田城を中心に栄えてきた歴史ある城下町です。また、勇壮なだんじり祭でもその名を全国に知られています。今回、そうした城址の曲輪内に位置し、だんじり祭の重要な曳行コースである「こなから坂」に面する市庁舎を老朽化のため建て替えることとなりました。

計画に当たっては、これら市のアイデンティティに十分な配慮を行いつつ、これからさらに進む少子高齢化への対応、来るべき地震や程度が増してゆく風水害等への備えとして、IT等のテクノロジーを活用し、これからも行政サービスの維持向上を図れる庁舎について、効率的でコンパクトな枠組みの中で実現するものでなければなりません。

具体的には、自治体DXに対応する市役所事務のデジタル化、オンライン化とそれに伴う多様かつ能率的な働き方に適した庁舎や、相談業務などの対面コミュニケーションの場では衛生的で清潔かつ、プライバシーを確保した安心できる庁舎、そして自然災害を含む有事においては迅速に用途を切り替えられるフレキシブルな庁舎が期待されるところです。

今回の審査に当たっては、求められる機能に応じて知的生産性の向上を図るための執務空間のあり方などを考慮した空間の実現性、さらには次世代に求められる総合的観点に立ったデザインの先進性や創造性を丁寧にみていくこと、合わせて経済性や実現性についてももしっかり評価していきます。

建て替え対象の市庁舎旧館は昭和29年に建築され、公益社団法人大阪府建築士会コンクールの第1回大阪府知事賞を受賞し、岸和田城天守閣の再建とともに当時の戦後復興の象徴である歴史を持った建物です。先達から受け継いできた岸和田市の資源を最大限に活用しつつ、多くの市民に未来に向けて夢と期待を感じさせ、次世代の象徴となれる整合性のとれた優れた提案を期待します。

令和5年7月

岸和田市新庁舎設計及び施工事業者選定委員会

目次

はじめに	2
1 業務の概要	3
(1) 業務の目的	3
(2) 業務名称	3
(3) 業務範囲	3
(4) 工期（履行期限）	3
(5) 計画地（対象敷地）	3
(6) 提案上限価格	3
2 参加者の参加資格要件	4
(1) 参加者の構成等	4
(2) 参加者の資格要件等	5
(3) 参加資格の確認基準日	10
3 本プロポーザルの手続き等	11
(1) 事業者選定スケジュール（予定）	11
(2) 公告	11
(3) 第1回質疑受付・回答	11
(4) 参加受付	12
(5) 貸与資料等	13
(6) 第2回質疑受付・回答	15
(7) 一次審査	15
(8) 個別対話（コンペティティブダイアログ）	17
(9) 二次審査	17
(10) 選定委員会	19
(11) プロポーザル参加に係る留意事項等	19
4 契約に関する事項	22
(1) 契約の締結	22
(2) 市が契約を締結しない場合の要件	22
(3) 次点者との協議	22
(4) 契約金額	22
(5) 契約保証金の納付等	22
5 支払条件	23
(1) 設計費	23
(2) 工事費	23
6 その他	23
(1) 情報の公開	23
(2) 発注者及び事務局（問い合わせ先）	23

はじめに

「岸和田市新庁舎整備事業設計施工業務 公募型プロポーザル 実施要領」（以下「実施要領」という。）は、岸和田市（以下「市」という。）が岸和田市新庁舎整備事業（以下「本事業」という。）に係る設計及び施工業者を選定する公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の実施について要領を定めたものである。

提案者は、「岸和田市新庁舎整備基本計画（令和4年度改定版）」（以下「基本計画」という。）及び「岸和田市新庁舎整備事業設計施工業務 要求水準書」（以下「要求水準書」という。）を読み込むとともにこれからの庁舎建築が具えるべき与条件を十分に理解した上で、その目的を達成し得るために優れた最適なチーム体制を構築し、しっかりとした提案書を提示すること。また、設計施工一括発注のメリット・デメリットを理解し、市との信頼に基づいたモニタリングしやすい、適切なマネジメントも求められている。

なお、本プロポーザルは、要求水準書に基づく性能発注とする。本プロポーザルに係る書類は以下のとおりとし、「実施要領等」という。

- 実施要領
- 要求水準書（別冊、別添資料含む）
- 評価基準書
- 提出書類様式集
- 公表資料一式（資料A～資料D）
- 契約書（案）

1 業務の概要

(1) 業務の目的

市庁舎は、老朽化、耐震性能不足、狭あい化等諸々の課題を抱えていることから、市民サービスの向上、昨今増加する災害に対する防災拠点としての機能強化、現庁舎がある城周辺の歴史・伝統的景観を活用した賑わい創出を目指し、現在位置での建替えを決定したところである。また、自治体 DX に対応する市役所事務のデジタル化、オンライン化とそれに伴う多様かつ能率的な働き方への対応も必要となる。

本事業の設計施工業務においては基本計画における考え方を基に、要求水準書に記載する性能を確保し、市の想いを考慮した新庁舎整備を実現することを目的とする。

(2) 業務名称

岸和田市新庁舎整備事業設計施工業務（以下「本業務」という。）

(3) 業務範囲

本業務の構成は次のとおりであるが、業務内容の詳細については、「要求水準書」を参照すること。

- ① 本事業に係る基本設計、実施設計及び申請など関連業務（以下「設計業務」という。）
- ② 本事業に係る建築工事、電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事、外構工事及び解体工事など関連業務（以下「施工業務」という。）
- ③ 本事業に係る地質調査業務及び埋蔵文化財発掘調査業務（以下「調査業務」という。）

(4) 工期（履行期限）

契約締結日から令和 12 年 3 月 31 日までを最終期限とするが、特定された技術提案により工期が短縮できる場合は、最終期限を前倒しすることは差し支えない。なお、不測の事態など相当な事由による工期の延長は市との協議によるが、事業者の責めによる工期の延長に係る交渉には応じない。

(5) 計画地（対象敷地）

岸和田市岸城町地内ほか（各々の敷地概要は要求水準書による）

- ① 第二来庁者用駐車場敷地
- ② 上下水道局駐車場敷地
- ③ 現本庁舎敷地

(6) 提案上限価格

本業務に係る提案上限価格は、9,405,620,000 円（税込）とする。

※提案上限価格を超える価格の提案を行った場合は失格とする。

※設計時詳細地質調査等の結果により外構範囲で必要となる液状化対策に係る造成工事費、地盤改良費、止水対策工事費、その他経費は別途とする。

2 参加者の参加資格要件

(1) 参加者の構成等

①参加者の構成

参加者の構成は、次のいずれかの形態とする。

ア. 単体企業

設計企業及び建設企業の業務を満足する単体企業

イ. 設計企業と建設企業による共同企業体（JV）

設計企業（単体・複数企業）と建設企業（単体・複数企業）との共同企業体

ウ. 建設企業のみによる共同企業体（JV）

設計企業及び建設企業の業務を満足する建設企業のみによる共同企業体

②参加者は、2（2）の該当する参加資格要件を全て満たし、かつ、以下に示す設計企業、建設企業による共同企業体又は単体企業であること。なお、参加者は、一次審査用技術提案書の提出期限の日までに令和5年度「岸和田市指名競争入札参加資格登録業者名簿」に登録され、競争入札参加者の資格を得ている者でなければならない。ただし、2（1）①ア及びウに該当する企業に関しては、建設企業のみでの登録でよい。

※令和5年度（追加）申請は、令和5年8月に申請要領・様式の配布、令和5年9月に申請受付予定。

ア. 設計企業、建設企業について

- a. 設計企業 設計業務を担当する単体企業又は共同企業体
共同企業体の場合は、共同実施方式、分割実施方式、併用方式による。
- b. 建設企業 施工業務を担当する単体企業又は共同企業体
共同企業体の場合は、共同実施方式のみによる。

イ. 共同企業体について

- a. 共同実施方式 共同企業体の各構成員が業務全体について共同実施する方式
- b. 分割実施方式 共同企業体の各構成員が設計業務内の業務ごとに、各構成員が分担した業務のみを実施する方式
- c. 併用方式 共同企業体の各構成員が設計業務内の業務ごとに、共同実施又は分割することにより業務を行う方式

ウ. 設計業務の業務分野について

- a. 建築分野 平成31年国土交通省告示第98号 別添一 第1項第一号ロ（1）及び第二号ロ（1）に示す「設計の種類」における「総合」及び「昇降機等」
- b. 構造分野 同「構造」
- c. 電気設備分野 同「設備」のうち、「電気設備」
- d. 機械設備分野 同「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」

③共同企業体の結成方法は、自主結成とすること。

④共同企業体の代表者は、建設企業の代表構成員とする。

⑤設計企業が共同企業体の場合、建築分野を担当する企業を代表構成員とする。建築分野を共同実施方式とする場合は、建築分野における出資比率が最大の企業とする。

⑥建設企業が共同企業体の場合、代表構成員の出資比率は70%以上とし、構成員の最低出資比率は

10%以上とする。

- ⑦共同企業体の代表者は、長期に渡る本業務全体をマネジメントする統括管理技術者を配置すること。統括管理技術者の権限の範囲は、契約書による。
- ⑧参加手続きは、共同企業体の代表者が行うこと。
- ⑨設計業務の再委託については、主たる業務分野である建築分野の業務を再委託しないこと。
- ⑩参加者である共同企業体の構成員の変更は、認めない。
- ⑪参加者である共同企業体の構成員及び配置する技術者に求める業務実績に規定する同種施設及び類似施設は、平成31年国土交通省告示第98号の別添二中における以下のとおりとする。
 - ア. 同種施設 建築物の類型「四 業務施設」の第2類中「庁舎」
 - イ. 類似施設 建築物の類型「四 業務施設」の第1類・第2類中「銀行、本社ビル」
建築物の類型「三 運動施設」の第1類・第2類
建築物の類型「七 教育施設」の第1類
建築物の類型「八 専門的教育・研究施設」の第1類・第2類
建築物の類型「九 宿泊施設」の第1類・第2類
建築物の類型「十 医療施設」の第1類・第2類
建築物の類型「十一 福祉・厚生施設」の第1類
建築物の類型「十二 文化・交流・公益施設」の第1類・第2類

(2) 参加者の資格要件等

① 共通する参加資格要件

- ア. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4に該当しない者であること。
- イ. 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命じられていない者であること。
- ウ. 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- エ. 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続きの決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合については、この限りでない。
- オ. 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。
ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含

む。)があった場合については、この限りでない。

カ. 岸和田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 25 年 10 月 1 日施行）に基づく入札等除外措置を受けていない者であること。

キ. 参加資格確認申請書の提出期限の日から受注候補者の選定までの期間に、岸和田市指名競争入札指名停止要綱（平成 25 年 4 月 1 日施行。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

ク. 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

ケ. 参加者である共同企業体の構成員のいずれもが他の参加者（他の参加者である共同企業体の構成員を含む）でないこと。

コ. 参加者である共同企業体の構成員と他の共同企業体の構成員との間に、以下に該当する関係がないこと。

a. 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ）又は子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合は除く。

1) 親会社（会社法第 2 条第 4 号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

b. 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

1) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

c. その他競争の適正さが阻害されると認められる場合

その他、上記 a 又は b と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

サ. 次のいずれかに該当する者でないこと。

a. 令和 4 年度実施「岸和田市新庁舎整備基本計画改定業務委託」の受託者（ランドブレイン株式会社）又は当該受託者と資本面又は人事面において、関連がある者

b. 市の附属機関条例による岸和田市新庁舎設計及び施工事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員が属する企業、組織又は企業、組織と資本面又は人事面において、関連がある者

c. 市の組織に属する者

② 設計企業の参加資格要件

ア. 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条に規定する一級建築士事務所の登録を行っていること。

イ. 設計企業の代表構成員（設計企業が単体企業の場合はその単体企業、JV の場合は「建築」を担当し、かつ設計企業の中で出資率が最大となる企業）は、平成 25 年度以降に履行した

延べ面積 3,000 m²以上の同種又は類似施設の設計実績があること。

ウ. 下記に示す各管理技術者及び各業務分野を担当する主任技術者（以下「配置予定設計及び工事監理技術者」という。）を配置できること。

a. 設計業務管理技術者

設計業務を統括するものとする。なお、建築設計主任技術者と兼務できるものとする。

- 1) 建築士法第 2 条の規定による一級建築士（以下「一級建築士」という。）であること。
- 2) 平成 25 年度以降に履行した延べ面積 2,000 m²以上の同種又は類似施設の建築分野の設計に携わった実績があること。（前職での経歴を含む。）
- 3) 設計企業を構成する単体企業又は共同企業体の代表構成員となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

b. 建築設計主任技術者

設計業務のうち、建築分野を担当するものとする。

- 1) 一級建築士であること。
- 2) 平成 25 年度以降に履行した延べ面積 2,000 m²以上の同種又は類似施設の建築分野の設計に携わった実績があること。（前職での経歴を含む。）
- 3) 設計企業を構成する単体企業又は共同企業体の構成員となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

c. 構造設計主任技術者

設計業務のうち、構造分野を担当するものとする。

- 1) 建築士法第 10 条の 2 の 2 の規定による構造設計一級建築士又は一級建築士であること。
- 2) 平成 25 年度以降に履行した延べ面積 2,000 m²以上の同種又は類似施設の免震構造の設計に携わった実績があること。（前職での経歴を含む。）
- 3) 設計企業を構成する単体企業又は共同企業体の構成員となる企業、若しくは再委託先となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

d. 電気設備設計主任技術者

設計業務のうち、電気設備分野を担当するものとする。

- 1) 建築士法第 10 条の 2 の 2 の規定による設備設計一級建築士（以下「設備設計一級建築士」という。）又は建築設備士であること。
- 2) 平成 25 年度以降に履行した延べ面積 2,000 m²以上の同種又は類似施設の電気設備分野の設計に携わった実績があること。（前職での経歴を含む。）
- 3) 設計企業を構成する単体企業又は共同企業体の構成員となる企業、若しくは再委託先となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

e. 機械設備設計主任技術者

設計業務のうち、機械設備分野を担当するものとする。

- 1) 設備設計一級建築士又は建築設備士であること。
- 2) 平成 25 年度以降に履行した延べ面積 2,000 m²以上の同種又は類似施設の機械設備分野の設計に携わった実績があること。（前職での経歴を含む。）
- 3) 設計企業を構成する単体企業又は共同企業体の構成員となる企業、若しくは再委託

先となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

f. 執務環境設計技術者

新しい働き方に配慮して、家具や什器などのレイアウト計画、サイン計画など執務空間や作業空間の全体的な管理を行うものとする。

- 1) 認定ファシリティマネジャー、オフィス管理士、オフィスセキュリティコーディネーター、情報セキュリティ監査アソシエイト、インテリアプランナーのうち、いずれかの資格を有するものであること。
- 2) 平成 25 年度以降に履行した従業員 300 人以上のワークプレイス設計業務に携わった実績があること。（前職での経歴を含む。）
※ワークプレイス設計業務とは、執務空間や作業空間における家具や什器などのレイアウト設計業務をいう。
- 3) 設計企業を構成する単体企業又は共同企業体の構成員となる企業、若しくは再委託先となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

g. コスト管理主任技術者

コスト管理担当として本業務のコスト管理を行うものとする。

- 1) コスト管理士、建築積算士又はこれと同等以上の資格を有するものであること。
- 2) 平成 25 年度以降に履行した延べ面積 2,000 m²以上の公共施設の積算業務に携わった実績があること。
- 3) 設計企業を構成する単体企業又は共同企業体の構成員となる企業、若しくは再委託先となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

h. 工事監理業務管理技術者

工事監理業務管理技術者は工事監理業務を統括管理するものとする。なお、設計業務管理技術者、建築設計主任技術者と兼務できるものとする。

- 1) 一級建築士であること。
- 2) 平成 25 年度以降に履行した延べ面積 3,000 m²以上の同種又は類似施設の建築分野の工事監理に携わった実績があること。（前職での経歴を含む。）
- 3) 設計企業を構成する単体企業又は共同企業体の代表構成員となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

i. 建築工事監理主任技術者

工事監理業務のうち、建築分野を担当するものとする。なお、設計業務管理技術者、建築設計主任技術者及び工事監理業務管理技術者と兼務できるものとする。

- 1) 一級建築士であること。
- 2) 平成 25 年度以降に履行した延べ面積 2,000 m²以上の同種又は類似施設の建築分野の工事監理に携わった実績があること。（前職での経歴を含む。）
- 3) 設計企業を構成する単体企業又は共同企業体の構成員となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

j. 構造工事監理主任技術者

工事監理業務のうち、構造分野を担当するものとする。なお、構造設計主任技術者と兼務できるものとする。

- 1) 一級建築士であること。

- 2) 平成 25 年度以降に履行した延べ面積 2,000 m²以上の同種又は類似施設の免震構造の工事監理に携わった実績があること。(前職での経歴を含む。)
- 3) 設計企業を構成する単体企業又は共同企業体の構成員となる企業、若しくは再委託先となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

k. 電気設備工事監理主任技術者

工事監理業務のうち、電気設備分野を担当するものとする。なお、電気設備設計主任技術者と兼務できるものとする。

- 1) 一級建築士又は建築設備士であること。
- 2) 平成 25 年度以降に履行した延べ面積 2,000 m²以上の同種又は類似施設の電気設備分野の工事監理に携わった実績があること。(前職での経歴を含む。)
- 3) 設計企業を構成する単体企業又は共同企業体の構成員となる企業、若しくは再委託先となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

l. 機械設備工事監理主任技術者

工事監理業務のうち、機械設備分野を担当するものとする。なお、機械設備設計主任技術者と兼務できるものとする。

- 1) 一級建築士又は建築設備士であること。
- 2) 平成 25 年度以降に履行した延べ面積 2,000 m²以上の同種又は類似施設の機械設備分野の工事監理に携わった実績があること。(前職での経歴を含む。)
- 3) 設計企業を構成する単体企業又は共同企業体の構成員となる企業、若しくは再委託先となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

エ. 配置予定設計及び工事監理技術者は、本業務の完成・引き渡し日までの間、病気・死亡・退職等の特別な事情があるほか、やむを得ないとして市が承認した場合以外は、変更を認めない。

オ. 主たる業務分野である建築分野の業務を再委託しないこと。

③ 建設企業の参加資格要件

ア. 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）別表第一に規定する建築工事業に該当する許可を有しての営業年数が 5 年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が 5 年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。

イ. 建設業法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査の建築一式工事の総合評点が 900 点以上であること。

ウ. 建設企業の代表構成員（建設企業が単体企業の場合は、その単体企業）は、平成 25 年度以降に完成及び引き渡し完了した、延べ面積 10,000 m²以上の同種又は類似施設の免震構造の施工実績があること。（共同企業体の構成員としての実績は出資比率 20%以上を対象とする。）

エ. 下記に示す統括管理技術者及び各業務分野を担当する施工主任技術者（以下「配置予定施工技術者」という。）を配置できること。

a. 統括管理技術者

本業務全体をマネジメントするものとする。なお、監理技術者と兼務できるものとする。

- 1) 建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 27 条の 3 の規定による一級建築

施工管理技士（以下「一級建築施工管理技士」という。）又はこれと同等以上の資格を有するものであること。

- 2) 平成 25 年度以降に完成及び引き渡し完了した延べ面積 5,000 ㎡以上の同種又は類似施設の免震構造の施工に携わった実績があること。
- 3) 建設企業を構成する単体企業又は共同企業体の代表構成員となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

b. 監理技術者

本業務における施工の監理技術者とする。

- 1) 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有するものであること。
- 2) 監理技術者資格証及び監理技術者講習終了証を有するものであること。
- 3) 平成 25 年度以降に完成及び引き渡し完了した延べ面積 3,000 ㎡以上の同種又は類似施設の免震構造の施工に携わった実績があること。
- 4) 建設企業を構成する単体企業又は共同企業体の代表構成員となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

c. 施工計画主任技術者

施工計画担当として本業務の施工計画を行うものとする。

- 1) 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有するものであること。
- 2) 平成 25 年度以降に完成及び引き渡し完了した延べ面積 3,000 ㎡以上の同種又は類似施設の施工に携わった実績があること。
- 3) 建設企業を構成する単体企業又は共同企業体の代表構成員となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

d. コスト管理主任技術者

コスト管理担当として本業務のコスト管理を行うものとする。

- 1) コスト管理士、建築積算士又はこれと同等以上の資格を有するものであること。
- 2) 平成 25 年度以降に完成及び引き渡し完了した延べ面積 3,000 ㎡以上の公共施設の積算業務に携わった実績があること。
- 3) 建設企業を構成する単体企業又は共同企業体の代表構成員となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

オ. 配置予定施工技術者は、本業務の完成・引き渡し日までの間、病気・死亡・退職等の特別な事情があるほか、やむを得ないとして市が承認した場合以外は、変更を認めない。

(3) 参加資格の確認基準日

参加者の参加資格の確認基準日は、参加資格確認申請書の提出期限日（令和 5 年 9 月 8 日）とし、確認基準日以降、二次審査結果の通知日までの間に参加資格を欠く事態に至った場合には失格とする。

3 本プロポーザルの手続き等

(1) 事業者選定スケジュール（予定）

内容	日程
公告	令和5年7月28日（金）
第1回質疑受付期間	令和5年8月7日（月）～8月16日（水）
第1回質疑回答	令和5年8月24日（木）
参加表明書・参加資格確認申請書の受付期間	令和5年8月28日（月）～9月8日（金）
参加資格確認結果の通知	令和5年9月15日（金）
資料の閲覧申出期間	令和5年9月21日（木）～10月4日（水）
第2回質疑受付期間	令和5年10月5日（木）～10月12日（木）
第2回質疑回答	令和5年10月23日（月）
一次審査用技術提案書の提出期間	令和5年10月30日（月）～11月8日（水）
一次審査（非公開）	令和5年11月中旬
一次審査結果の通知	令和5年11月20日（月）
個別対話（コンペティティブダイアログ）	一次審査結果の通知の翌日から、令和5年12月25日（月）までの任意日
二次審査用技術提案書の提出期間	令和6年1月5日（金）～1月12日（金）
二次審査（非公開）	令和6年1月中旬
二次審査結果の通知及び公表	令和6年1月24日（水）
仮契約締結	令和6年2月中旬
本契約締結	議会による議決後

(2) 公告

令和5年7月28日（金）に本プロポーザルの公告と同時に、実施要領等を公表する。

(3) 第1回質疑受付・回答

本プロポーザルに関する質疑がある場合は、以下のとおり提出すること。

①受付期間

令和5年8月7日（月）～8月16日（水）午後5時まで（必着）

締切以降に提出された質疑は無効とする。

②提出方法

質疑書（様式 10-1）に記載の上、データを事務局の電子メールアドレスに送信する。また、送信後、確認のため事務局に電話連絡すること。

③質疑に対する回答

令和5年8月24日（木）午後5時までに市ホームページで公表する。

なお、本プロポーザルに関する質疑以外には、回答しない。

(4) 参加受付

本プロポーザルに参加しようとする者は、実施要領等をよく理解したうえで、以下のとおり必要書類を提出し、事務局による参加資格の有無について確認を受けなければならない。

①受付期間

令和5年8月28日（月）～9月8日（金）午後5時まで（必着）

締切以降に提出された書類は無効とする。

②提出書類

提出書類については、提出期限を過ぎてからの資料の差替え及び再提出は認めない。

ア. 参加表明書（様式1）

イ. 参加資格確認申請書（様式2）

ウ. 構成員一覧表（様式3）※単体企業の場合は不要

エ. 秘密保持に関する誓約書（様式4）

オ. 全企業の令和5年度有効の岸和田市入札参加資格審査申請書受理書の写し（契約検査課の受理印が押されたもの）

※ただし、令和5年9月の追加申請を行う場合は、受理書が届き次第、提出すること。

カ. 許可証の写し

a. 全設計企業の建築士事務所登録の写し

b. 全建設企業の建築一式工事の建設業の許可証の写し

キ. 全建設企業の経営事項審査の建築一式工事の総合評点が証明できる資料

ク. 企業の実績（それぞれ3実績まで）

a. 設計企業の代表構成員の同種施設の設計実績（様式5）

b. 建設企業の代表構成員の同種施設の施工実績（様式6）

※企業の実績として記載した業務又は工事の内容が、当該要件を満たすことを確認できる資料（契約書の写し及び平面図等の写し）を提出すること。当該業務又は工事が、一般社団法人公共建築協会の公共建築設計者情報システム（PUBDIS）又は一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム（CORINS）に登録されている場合は、記載部分の写しを提出するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。ただし、この場合においても、記載した業務又は工事の内容が確認できる平面図等の写しは提出すること。

ケ. 配置予定技術者の資格及び実績（各技術者ごとに1実績まで）

a. 配置予定設計技術者の資格及び実績（様式7）

b. 配置予定施工技術者の資格及び実績（様式8）

※配置予定技術者の実績として記載した業務又は工事の内容が、当該要件を満たすことを確認できる資料（契約書の写し及び平面図等の写し、配置予定技術者の従事状況の証明書類）を提出すること。当該業務又は工事が、一般社団法人公共建築協会の公共建築設計者情報システム（PUBDIS）又は一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム（CORINS）に登録されている場合は、記載部分の写しを提出するものとし、契約書の写し及び配置予定技術者の従事状況の証明書類を提出する必要はない。ただし、この場合においても、記載した業務又は工事の内容が確認できる平面図等の写しは提出すること。

コ. 設計受賞実績（様式9）

平成15年度以降に、設計業務管理技術者又は建築設計主任技術者に以下の受賞歴（住宅

を除く。)がある場合にのみ、様式9及びその受賞を証明する書類の写しを提出すること。

- a. 日本建築学会賞（作品）
- b. JIA 日本建築大賞
- c. JIA 新人賞
- d. 公共建築賞（優秀賞以上）
- e. BCS 賞
- f. グッドデザイン賞（特別賞以上）
- g. 村野藤吾賞
- h. 日本建築学会作品選奨
- i. 吉岡賞
- j. その他上記 a~i と同等と認められる賞

※設計受賞実績は、3 実績までとする。

※上記書類を総括して「参加表明書等」という。

③提出部数

各8部（正1部、写し7部）

④提出場所

事務局（岸和田市総務部庁舎建設準備課）

⑤提出方法

参加者（共同企業体の場合は代表者）による持参（郵送・FAX・電子メールは不可）とする。

⑥参加資格確認結果の通知

令和5年9月15日（金）までに参加資格の確認を行い、結果を書面にて通知する。

⑦参加資格がないとされた者に対する理由の説明

ア. 参加資格がないとされた者は、市に対して、次に従い書面（様式自由）によりその理由について説明を求められることができる。

a. 提出期間

令和5年9月22日（金）午後5時まで（必着）

b. 提出場所

事務局（岸和田市総務部庁舎建設準備課）

c. 提出方法

持参又は郵送（FAX・電子メールは不可）とする。

イ. 市は参加資格がないとされた者より、その理由についての説明を求められた場合は、令和5年9月29日（金）までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

(5) 貸与資料等

事務局より以下の資料について、貸与又は閲覧可とする。

①貸与資料

貸与資料については、参加表明書提出時に全参加者に貸与するものとする。

ア. 貸与期間

参加表明書提出日～一次審査用技術提案書提出日まで

イ. 貸与資料

- a. 昭和 29 年 岸和田市庁舎（旧館）新築工事設計図（建築、設備）
- b. 昭和 45 年 岸和田市庁舎（新館）増築工事設計図（建築、設備）
- c. 現本庁舎（旧館・新館）における上記以外の増改築及び改修工事等図面一式
- d. 岸和田市庁舎新館 構造図面等（平成 9 年耐震診断時資料）
- e. 昭和 50 年 岸和田市公用車庫及び駐車場新設工事設計図（建築、設備）
- f. 昭和 57 年 岸和田市上下水道資材置場車庫建設工事設計図（建築、設備）
- g. 平成 27 年 市役所会議室新築工事設計図（建築設備一式）
- h. 過去の地質調査におけるボーリングデータ一式
- i. 平成 30 年度 岸和田市庁舎執務環境等調査業務委託報告書（資料編・図面編）
- j. 令和元年度 岸和田市庁舎建替に伴う地質調査委託（液状化判定） 報告書
- k. 令和元年度 岸和田市庁舎建替に伴う測量業務委託 各種図面データ
- l. 市民会館跡地中構造物図 図面データ
- m. 計画敷地図 図面データ
- n. アスベスト関係資料一式
- o. 現本庁舎のエネルギー使用状況

ウ. 返却方法

一次審査参加者は一次審査用技術提案書持参時に併せて持参、返却すること。また、参加表明書等を提出した後、参加資格がないと認められた者は参加資格確認結果の通知の日から 7 日以内に事務局宛に郵送及び持参により返却すること。

エ. 貸与資料の取扱い

貸与資料については貸与期間、返却方法、秘密保持に関する誓約書（様式 4）を遵守すること。

②閲覧資料

閲覧資料については以下に従い閲覧すること。

ア. 閲覧申出期間

令和 5 年 9 月 21 日（木）～10 月 4 日（水）午後 5 時まで

イ. 閲覧資料

- a. 昭和 29 年 市庁舎新築工事綴
- b. 昭和 45 年 岸和田市庁舎新館 確認通知書
- c. 昭和 45 年 岸和田市庁舎増築工事 確認通知書
- d. 昭和 45 年 岸和田市庁舎自転車置場 確認通知書
- e. 昭和 45 年 岸和田市庁舎増築工事 尿尿浄化槽設計書
- f. 昭和 46 年 岸和田市庁舎昇降機 確認通知書
- g. 昭和 51 年 岸和田市庁舎消毒室 確認通知書
- h. 平成 27 年 市役所会議室新設工事 事前協議書類・計画通知書
- i. 平成 28 年 岸和田市消防署岸城分署新築工事 事前協議書類・計画通知書
- j. 過去の地質調査結果報告書

ウ. 申出方法

事務局宛に直接電話にて申出ること。

エ. 閲覧日

閲覧日については事務局へ申出た際に、調整し決定することとする。

オ. 閲覧時の留意事項

- a. 閲覧資料の複写は不可とする。ただし、写真の撮影及びメモに残すことは可とする。
※写真の撮影及びメモに残した情報の取扱いについては秘密保持に関する誓約書（様式4）を遵守すること。
- b. 閲覧時は資料の閲覧に関する質疑にのみ応答するものとし、他の質疑は一切受け付けない。
- c. 閲覧できる回数は1者につき1回のみとする。

(6) 第2回質疑受付・回答

本プロポーザルに関する質疑がある場合は、以下のとおり提出すること。

①受付期間

令和5年10月5日（木）～10月12日（木）午後5時まで（必着）

締切以降に提出された質疑は無効とする。

②提出方法

質疑書（様式10-2）に記載の上、データを事務局の電子メールアドレスに送信する。また、送信後、確認のため事務局に電話連絡すること。

③質疑に対する回答

令和5年10月23日（月）午後5時までに市ホームページで公表する。

なお、本プロポーザルに関する質疑以外には、回答しない。

(7) 一次審査

一次審査は、一次審査用技術提案書について評価基準書に基づく審査を行い、二次審査に参加できる者（3者以内）の選定を目的として実施する。なお、参加者が1者の場合においても実施することとする。

①一次審査用技術提案書の提出期限

令和5年11月8日（水）午後5時まで（必着）

締切以降に提出された書類は無効とする。

②提出書類

参加者は提出書類様式集の一次審査用技術提案書作成要領に基づき以下の書類を作成し、表紙（様式11-1）を添えて提出すること。なお、提出書類については、提出期限を過ぎてからの資料の差替え及び再提出は認めない。

ア. 計画コンセプト提案書（様式12）

A3用紙（横使い）片面1枚以内（レイアウト自由）に、以下の内容をまとめること。

- a. 計画の基本的な考え方
- b. 性能の管理とコストコントロール
- c. 適切なスケジュールの管理
- d. 周辺対策と施工の安全性
- e. 本事業に対するチームの特徴と実績

イ. 計画プラン提案書（様式13）

A3用紙（横使い）片面3枚以内（レイアウト自由）に、以下の内容をまとめること。

配置計画兼1階平面図（縮尺1/500）、各階平面図・立面図（縮尺自由）、外観パースなどを使いながら以下の事項を説明すること。

- a. 周辺環境や動線に配慮した配置計画
- b. 合理的な庁舎機能の実現
- c. 知的生産性を高める執務空間の考え方
- d. ファサードデザインと景観形成（岸和田城、近隣住居等への配慮を踏まえた外構・緑化計画、ランドスケープ計画）
- e. 環境に配慮した計画（ペリメーターゾーンの考え方、ランニングコストに配慮した空調・設備計画等）
- f. 防災拠点としての考え方

ウ. 共同企業体協定書（共同企業体を結成する場合のみ）

③提出部数

各14部（正1部、写し13部） ※ただし、②ウについては1部（原本提出）

④提出場所

事務局（岸和田市総務部庁舎建設準備課）

⑤提出方法

参加者（共同企業体の場合は代表者）による持参（郵送・FAX・電子メールは不可）とする。

⑥辞退

一次審査の参加を辞退する場合は、令和5年10月4日（水）までに、参加辞退届出書（様式20-1）を事務局に提出すること。また、提出期限までに技術提案書を提出しない者は、技術提案書の提出を辞退したものとみなす。

⑦一次審査の方法

一次審査用技術提案書について、選定委員会による評価基準に基づいた中立かつ公正な審査（非公開）を行い、上位3者を選定する。

⑧一次審査結果の通知・公表

令和5年11月20日（月）までに結果を書面にて通知する。なお、結果の公表については二次審査結果と併せて公表する。

※上位3者においては個別対話及び二次審査の詳細日時等についても併せて通知する。

⑨二次審査参加者として決定されなかった者に対する理由の説明

ア. 二次審査参加者として決定されなかった者は、市に対して、次に従い書面（様式自由）によりその理由について説明を求められることができる。

a. 提出期間

令和5年11月30日（木）午後5時まで（必着）

b. 提出場所

事務局（岸和田市総務部庁舎建設準備課）

c. 提出方法

持参又は郵送（FAX・電子メールは不可）とする。

イ. 市は二次審査参加者として決定されなかった者より、その理由についての説明を求められた場合は、令和5年12月7日（木）までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

(8) 個別対話（コンペティティブダイアログ）

一次審査により選定された上位3者は二次審査参加者とし、二次審査前において個別対話を実施する。なお、個別対話については事務局との間で実施し、①アの期間内で、実施希望日を事務局に申し込む。

①開催日・会場

ア. 開催日

一次審査結果の通知の翌日から、令和5年12月25日（月）までの任意日
※詳細の開催日時については、申込後に事務局で決定し、通知する。

イ. 会場

会場については開催日時の通知時に併せて通知する。

②実施方法

ア. 個別対話に参加できる人数は配置予定の統括管理技術者、設計業務管理技術者、を含む10名までとする。

イ. 一次審査用技術提案書に基づき、一次審査の結果について、1者当たり約1時間程度の対話を行う。

③二次審査用技術提案書の改善可能範囲

二次審査用技術提案書について、個別対話により、事務局より改善を求められた範囲内での改善を可能とする。

ア. 計画コンセプトの修正は認めない。

イ. 計画プランにおける各機能のゾーニングの大幅な変更は認めない。

ウ. 外装イメージの大幅な修正は認めない。

エ. 他者提案を採用したと疑念を抱かれる変更は認めない。

④個別対話情報の取扱

個別対話において、事務局は、他の参加者の提案、その回答等、他の参加者に係る情報は一切提示しない。ただし、事務局が個別対話の内容のうち、公平性を確保することを目的とし、他の参加者に対しても公表すべき内容と判断した事項について、選定委員会にて審議したのちに当該者と協議のうえ、個別対話後、他の参加者にも公開することがある。

(9) 二次審査

二次審査は、二次審査用技術提案書によるプレゼンテーション、ヒアリングのうえ、評価基準書に基づく審査を行い、本業務の受注候補者を決定することを目的として実施する。なお、参加者が1者の場合においても実施することとする。

①二次審査用技術提案書の提出期限

令和6年1月12日（金）午後5時まで（必着）

締切以降に提出された書類は無効とする。

②提出書類

参加者は提出書類様式集の二次審査用技術提案書作成要領に基づき以下の書類を作成し、表紙（様式11-2）を添えて提出すること。なお、提出書類については、提出期限を過ぎてからの資料の差替え及び再提出は認めない。

ア. 業務計画提案書（様式14）

A3用紙（横使い）片面 1 枚以内（レイアウト自由）に、以下の内容をまとめること。

- a. 業務実施体制
- b. 業務実施方針
- c. 業務工程計画

イ. 施設計画提案書（様式 15）

A3用紙（横使い）片面 6 枚以内（レイアウト自由）に、以下の内容をまとめること。

- a. 全体配置計画（1/800） ※外構計画を含む
- b. 各階平面計画（1/400）
- c. 立面・断面計画（縮尺自由）
- d. 構造計画
- e. 設備計画
- f. ライフサイクルコスト・維持管理計画

※平面計画には平面図及び配置グループ若しくは配置部署を必ず記載すること。

ウ. 施工計画提案書（様式 16）

A3用紙（横使い）片面 1 枚以内（レイアウト自由）に、以下の内容をまとめること。

- a. 総合施工計画
- b. 施工品質管理計画

エ. コスト管理計画提案書（様式 17）

A3用紙（横使い）片面 1 枚以内（レイアウト自由）に、以下 a 及び b の内容をまとめること。

- a. コスト管理体制
- b. コスト管理方針

オ. 価格提案書（様式 18+α）

本業務における提案価格を様式 18 に記載のうえ、少なからず大項目として設計費（基本設計費と実施設計費は別計上）、工事監理費、建設工事費（解体工事、外構工事、駐車場（人工地盤）含む）を記載した提案価格の内訳書（様式自由）を添えて提出すること。

カ. 面積チェック表（様式 19）

提案面積を様式 19 に記載すること。

③提出部数

各 14 部（正 1 部、写し 13 部）

④提出場所

事務局（岸和田市総務部庁舎建設準備課）

⑤提出方法

参加者（共同企業体の場合は代表者）による持参（郵送・FAX・電子メールは不可）とする。

⑥辞退

二次審査の参加を辞退する場合は、令和 5 年 12 月 25 日（月）までに、参加辞退届出書（様式 20-2）を事務局に提出すること。また、提出期限までに技術提案書を提出しない者は、技術提案書の提出を辞退したものとみなす。

⑦二次審査の方法

二次審査用技術提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの結果を参考に、選定委員会による評価基準に基づいた中立かつ公正な審査を行い、受注候補者及び次点者を特定する。

ア. プレゼンテーションについて

- a. 参加者による施設計画提案書（様式 15）の説明のみによる 30 分のプレゼンテーションを行うこと。
- b. パワーポイントによるプレゼンテーションに使用する資料は、二次審査用技術提案書の内容のみを使用した静止画とする。
- c. プレゼンテーションに参加できる者は統括管理技術者と設計業務管理技術者を含め 4 名までとする。
- d. プレゼンテーションの時間及び会場については、参加者に別途連絡する。
- e. プレゼンテーションにおいて、参加者が特定できるような発言及び表現等は避けること。

イ. ヒアリングについて

- a. プレゼンテーション後に、選定委員会及び事務局によるヒアリングを行う。
- b. ヒアリングに参加できる者は統括管理技術者と設計業務管理技術者を含む 8 名までとする。
- c. ヒアリングは二次審査用技術提案書に基づき行う。
- d. ヒアリングはプレゼンテーションと同日に予定しているが、時間及び会場については、参加者に別途連絡する。

⑧二次審査結果の通知・公表

令和 6 年 1 月 24 日（水）までに結果を書面にて通知するとともに、二次審査の審査結果及びその概要と併せて一次審査結果を市のホームページにて公表する。公表の範囲は 3（11）⑦による。

⑨受注候補者として特定されなかった者に対する理由の説明

ア. 受注候補者として特定されなかった者は、市に対して、次に従い書面（様式自由）によりその理由について説明を求められることができる。

- a. 提出期間
令和 6 年 1 月 31 日（水）午後 5 時まで（必着）
- b. 提出場所
事務局（岸和田市総務部庁舎建設準備課）
- c. 提出方法
持参又は郵送（FAX・電子メールは不可）とする。

イ. 市は受注候補者として特定されなかった者より、その理由についての説明を求められた場合は、令和 6 年 2 月 7 日（水）までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

(10) 選定委員会

本プロポーザルにおける一次審査及び二次審査は、選定委員会において行う。

(11) プロポーザル参加に係る留意事項等

①現地説明会

現地説明会は行わない。

②実施要領の変更

市は実施要領に記載の内容について、変更を行う場合がある。変更を行う場合は、その旨を市 HP へ掲載するとともに参加者が特定されている場合においては全参加者に通知するものとする。

③実施要領等の承諾

- ア. 参加表明を行った事業者は実施要領等について承諾したものとする。
- イ. 審査結果については3（9）⑨により、理由の説明を求めることができるものとする。

④費用負担

審査に係る費用については、提出者の負担とする。また、市は緊急でやむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、本プロポーザルを停止、中止又は取り消すことがあるが、この場合において、本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできない。

⑤提出書類の取扱い

- ア. 提出されたすべての書類は、返却しない。
- イ. 参加表明書等及び技術提案書（以下「提出書類」という。）の著作権は、作成した者に帰属するものとし、受注候補者の特定以外に無断で使用しない。ただし、3（11）⑦に示す公表の範囲における提出書類については、市が必要と認める場合には、市は、参加者にあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- ウ. 提出書類については提出期限を過ぎてからの差し替え及び追加・削除は認めない。
- エ. 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- オ. 技術提案書の提出は1者につき1案とする。

⑥失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア. 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ. 実施要領等に示した提出書類の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ. 提案価格の金額が1（6）の提案上限価格を超過した場合
- エ. 評価の公平性の確保に影響を及ぼす行為があった場合
- オ. 本プロポーザルにおける選定委員会の委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- カ. その他審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

⑦公表の範囲

本プロポーザルにおける公表の範囲は下記のとおりとする。

情報名	受注候補者 特定前	受注候補者特定後
実施要領 要求水準書	○	○
選定委員会規則	○	○
選定委員名簿	×	○
評価基準	○	○
参加表明書等	×	×
一次審査用 技術提案書	×	△ (受注候補者の提案書は担当者等の氏名等、個人が識別される情報及び法人等の正当な利益を害する情報以外は公表、特定されなかった者の提案書は全て非公表とする)
二次審査用 技術提案書	×	△ (受注候補者の提案書は担当者等の氏名等、個人が識別される情報及び法人等の正当な利益を害する情報以外は公表、特定されなかった者の提案書は全て非公表とする)
一次審査結果	×	○ (全参加者の名称と一次審査評価点を公表) ※ただし、各参加者の一次審査評価点は特定できないように公表する。
二次審査結果	×	△ (受注候補者の名称・総合評価点・選定理由と受注候補者以外の総合評価点を公表) ※ただし、受注候補者以外が1者の場合、受注候補者以外の総合評価点は非公表とする。
会議録	×	×

○：公表 △：一部公表 ×：非公表

4 契約に関する事項

(1) 契約の締結

市と受注候補者は契約書（案）の内容に関する協議を行い、当該協議の内容に基づき、令和6年2月中旬を目途に仮契約を締結する。仮契約は議会による議決後に本契約となる。

(2) 市が契約を締結しない場合の要件

受注候補者が次のいずれかに該当する場合は、市は契約を締結しないものとする。この場合において、市は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

- ①著しく信義に反する行為があったことが明らかになり、契約の相手方として不相当であると認められる場合
- ②契約の履行が困難と認められる事由が生じた場合

(3) 次点者との協議

市は、受注候補者との契約内容に関する協議が不調となった場合又は4(2)により契約締結が不可能と判断した場合は、次点者と契約内容に関する協議を開始することができるものとし、当該協議の内容に基づき、次点者と契約を締結するものとする。

(4) 契約金額

受注候補者に特定された者と市との間で、業務内容等について再度調整を行った上で協議が調い次第、業務の契約を締結する。なお、契約金額については受注候補者の提案価格（税込）以下の金額により契約する。

(5) 契約保証金の納付等

契約保証金の納付等については、契約書（案）による。

5 支払条件

(1) 設計費

設計費の支払いは、契約書（案）による。

(2) 工事費

工事費の支払いは、契約書（案）による。

6 その他

(1) 情報の公開

市は参加者から提出された提案書等について、岸和田市情報公開条例（平成 12 年 3 月 21 日条例第 9 号）の規定による請求に基づき、第三者に 3（11）⑦に示す範囲内で開示するものとする。

(2) 発注者及び事務局（問い合わせ先）

①発注者

岸和田市

※発注者は、本業務に係る発注者支援業務を第三者等（以下 CM r 等）に委託し、本業務を推進する可能性がある。発注者が CM r 等に委託し、本業務に関する発注者からの指示に基づいて、CM r 等から依頼等が行われた場合には、これを発注者によるものとして対応すること。

②事務局

岸和田市 総務部 庁舎建設準備課

〒596-8510 大阪府岸和田市岸城町 7 番 1 号

電話：072-447-4581（直通）

FAX：072-423-4644

メールアドレス：chosha-proposal@city.kishiwada.osaka.jp